

平成13年6月12日

食糧庁

食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会の議事要旨について

平成13年3月23日に開催された食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会に係る標記について掲示いたします。

なお、本議事要旨及び当日分科会に配布して資料につきましては、農林水産省大臣官房文書課において閲覧に供しております。

問い合わせ先:食糧庁企画課
総括係 東大園
03-3502-8111(内線5524)
03-3501-3884(直通)

食料・農業・農村政策審議会 主要食糧分科会議事要旨

平成13年3月23日

食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会

日時及び場所

日時:平成13年3月23日(金)(10:02~12:07)

場所:三番町共用会議所

出席者名(敬称略)

会長:八木宏典

委員:上田京子、岡本萬里子、甲斐麗子、加倉井弘、倉持八郎、黒田節子、生源寺真一、五月女昌巳、田中宏尚、竹内克伸、立花宏、中田和子、平沢正、細野薫、村上紀子、山田俊男

食糧庁長官 石原 葵 ほか

議題

- ・ 分科会長及び会長代理の選出について
- ・ 会議の取扱いについて
- ・ 米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画(案)等について

資料

1. 平成12年緊急総合米対策の最新の取組状況等について
2. 米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画(案)

会議の概要

1 開会

開会に当たり、長企画課長から、各委員の紹介が行われた。
石原食糧庁長官から挨拶(谷津農林水産大臣の挨拶の代読)が行われた。

2 分科会長及び会長代理の選出について

分科会長について委員による互選が行われ、八木委員が選出されるとともに、分科会長代理として分科会長から田中委員が指名された。

その後、分科会長から世話人として、山田委員、甲斐委員及び竹内委員が指名され、承認された。

3 事務局説明・審議

針原計画課長から、資料に即し、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画(案)、平成12年緊急総合米対策の最新の取組状況等について説明の後、審議が行われた。

審議の中では、主として次のような趣旨の質問・意見が出された。

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画、平成12年緊急総合米対策の最新の取組状況等関係

- ・ 価格形成の過程で、関係者が価格下落に対して稲作経営安定対策による一定程度の補てんを織り込みながら行動するというのにはある意味で合理的。モラルハザードというのは制度設計上の問題点として認識すべき。
- ・ 現行の稲作経営安定対策の問題の検討を農業経営所得安定対策の検討へ丸投げするのは政策形成のモラルハザードになりかねない。稲作経営安定対策の問題点をもう一度きちんと整理すべき。
- ・ 食糧法施行以後、1年半～2年おきに大きな政策転換が行われてきたことにより、全体像が非常に見えにくくなっている。関係者の苦勞により今年の生産調整の配分を終えた今の時点で、米政策全般について何が基本的問題なのかを見直してみる必要がある。
- ・ 生産調整は、昔は食管制度を守るためだったのに対し、現在は生産者の利益を守るために実施されているということを踏まえ、需給調整に対する政府と団体の役割を明確に整理すべき。
- ・ 農林水産省が検討している農業経営所得安定対策に対して、農家は一定程度の期待を持っているが、対象農家は40万戸と伝え聞く。これでは生産者の意欲を高め、さらには自給率の向上という政策目的を達成することは困難ではないか。
- ・ 農業施策が分かりにくい。とも補償にしても、稲作経営安定対策にしても、組合員勘定で一括経理されているため、お金の出入りが不透明であり、現場では施策の効果が伝わりにくい。施策を浸透させるためには分かりやすさが必要。
- ・ これ以上の生産調整は限界。麦・大豆の振興といっても地域間格差があり、品質・収量を上げるのは困難。
- ・ 現行の稲作経営安定対策による補てんは、生産コストから考えると微々たるものにすぎない。
- ・ 農業経営所得安定対策は、時間をかけて検討すべき。
- ・ 米の安定供給の観点から、作況が平年を下回る可能性として考慮する必要があるのではないか。
- ・ 米対策は経済対策の一つであり、どれだけのコストがかかって、どれだけの便益があったのかを金額的に示すべき。
- ・ SBSの輸入数量枠削減については評価したい。
- ・ 米の消費拡大については、PRでなく、合理的選択に資する情報の提供が必要。

(2) その他

- ・ 輸入野菜をはじめ、外国産農産物の防疫体制を整備して欲しい。
- ・ 北海道の生産者は離農率が高いなど厳しい環境にある。地方にも目配せをして欲しい。
- ・ 計画外流通米の実態を把握するだけでなく、それを抑制、又は計画流通米に取り込む努力が必要。
- ・ 需給変動(調整)は、その負担の大部分が生産者・生産者団体にかかることになり、容易ではない。